

株式会社大京等に対する支援決定について

平成16年9月28日

株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社大京
大京管理株式会社
株式会社大京住宅流通
株式会社沖縄大京
株式会社大京レンタル
株式会社ライオンズファミリー

2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社ユーエフジェイ銀行

3. 事業再生計画の概要： 別紙

4. 主務大臣の意見

意見なし

5. 事業所管大臣(国土交通大臣)の意見

「当該事業者の属する不動産の実態を考慮して特段問題が認められないことから、当該事業者に係る支援決定については異存がない。」

6. 買取申込み等期間： 平成16年9月28日から

平成16年11月9日まで(機構必着)

7. 一時停止要請

法第24条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

8．一般の債権の取扱

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

9．支援決定についての機構の考え方

対象事業者(株)大京は、主力ブランドである「ライオンズマンション」シリーズ等について平成15年まで26年連続で業界最多の供給を行い、また周辺事業であるマンション管理事業を手掛ける大京管理(株)、及び不動産仲介事業を手掛ける(株)大京住宅流通も業界大手である等、対象事業者の市場における認知度は大変高いものがあります。

一方、対象事業者は、バブル期に抱えた含み損失を解消するべく、これまでも努力をしてきましたが、経済環境の変化等により、これを加速し、事業構造を変革する必要に直面しておりました。

機構としては、上記業界大手のポジションを支える各種経営資源の存在を前提に、過剰な有利子負債を解消し、主力のマンション分譲にマンション管理事業や不動産仲介事業を加えた三位一体の循環型事業構造への変革を図ることによって、十分に事業の再生が可能になるものと判断しております。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437